

第4章 支援物資の受入れ・供給

1 基本方針

熊本地震では、熊本県があらかじめ物資集積拠点としていた公共施設が被災により使用できず、民間物流拠点を国のいわゆるプッシュ型支援物資の仕分け、配送を行う一次物資拠点として活用するとともに、全国から熊本県に送られる支援物資の保管施設としても使用した。このことから、民間の物流施設を災害時の物資集積拠点として活用することの有用性が再認識されている。また、大規模災害を想定した場合、避難所に円滑に物資を供給するためには、物資の調達と輸送を個別に計画するのではなく、避難所までを対象とした一体的な検討体制を強化する必要がある。本県としても民間物流事業者の派遣を含む、支援物資の輸送・保管協定の締結を行い、熊本地震で問題となった物資集積拠点から避難所までの輸送（いわゆる「ラストワンマイル」）への対応など、支援物資の供給体制の強化に取り組んでいく。

2 支援物資の受入れ・供給の全体像

（1）広域的な応援の枠組み

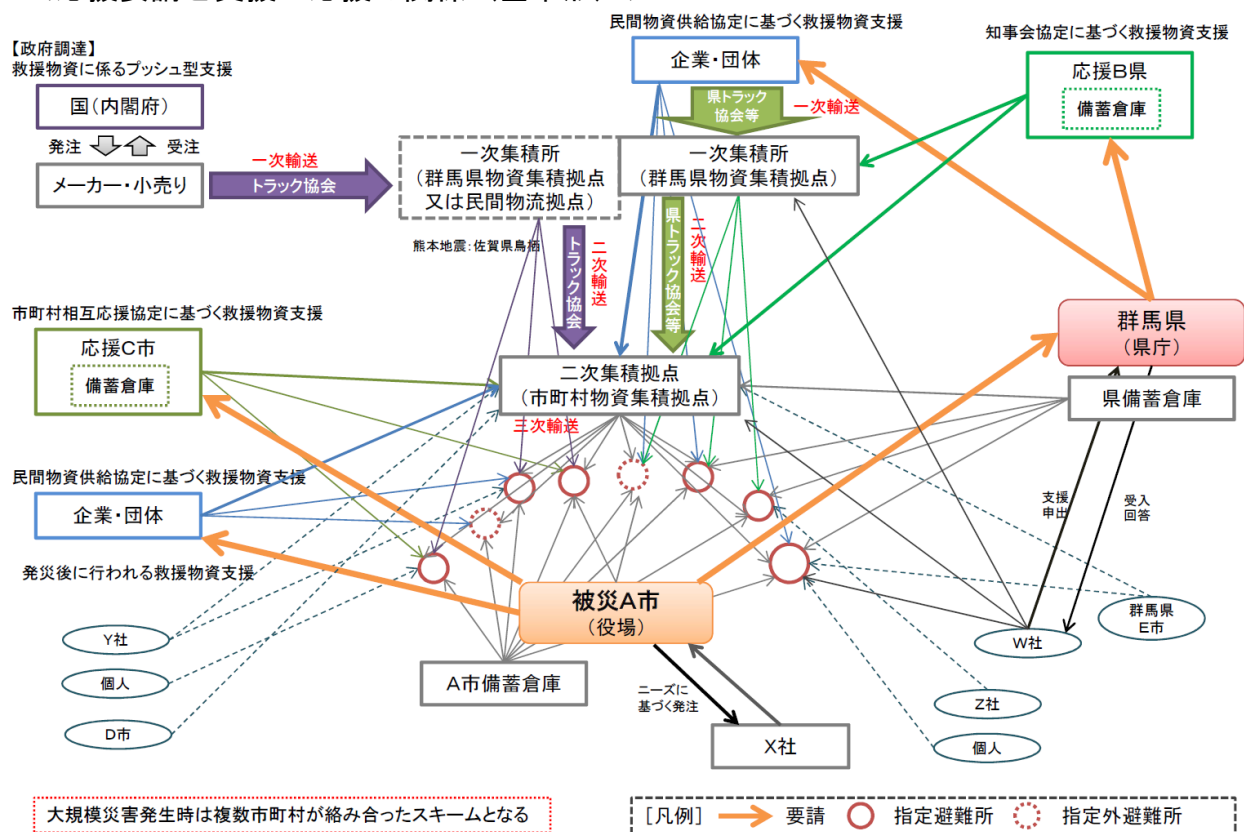
災害発生直後から国、被災地外の地方公共団体、民間企業など多様な主体から支援物資を受ける必要がある。基本的な枠組みと応援等の種類及び応援要請と受援・応援の関係は次のとおりである。

＜基本的な枠組み＞

基本的な枠組み	応援等の種類
市町村自身による物資の確保	市町村の備蓄物資の提供・配送
	協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配送・提供
	協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
	避難所等のニーズに基づく個別の発注
都道府県による提供・支援	県の備蓄物資の提供・配送
	協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配送・提供
	協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
	市町村からの避難所等のニーズに基づく個別の発注
国等による提供	国からのプッシュ型の物資支援
その他	事前に協定を結んでいない主体からの物資支援

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）を参考に作成

＜応援要請と受援・応援の関係（基本形）＞



「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）を参考に作成

（２）支援物資供給の枠組み

ア 県備蓄物資の供給

県備蓄物資は、県内 27 箇所で保管しており、災害発生時は、被災状況や物資の種類・量、輸送手段等により、市町村物資集積拠点を經由して各避難所又は直接各避難所に供給する。

（備蓄箇所）

地域防災センター、高崎合同庁舎、渋川合同庁舎、藤岡合同庁舎、富岡合同庁舎、中之条合同庁舎、利根沼田振興局庁舎、伊勢崎合同庁舎、桐生合同庁舎、太田合同庁舎、館林保健福祉事務所、高崎工業高校、太田高校、利根実業高校、桐生高校、藤岡工業高校、伊勢崎商業高校、渋川工業高校、富岡高校、安中総合学園高校、館林高校、中之条土木事務所長野原事業所、中之条土木事務所三原事業所、沼田土木事務所水上事業所、富岡土木事務所下仁田事業所、藤岡土木事務所万場事業所、尾瀬高校

イ 県協定物資の供給（各種知事会、民間事業者等）

県協定物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量、輸送手段等により、次の供給ルートが想定される。

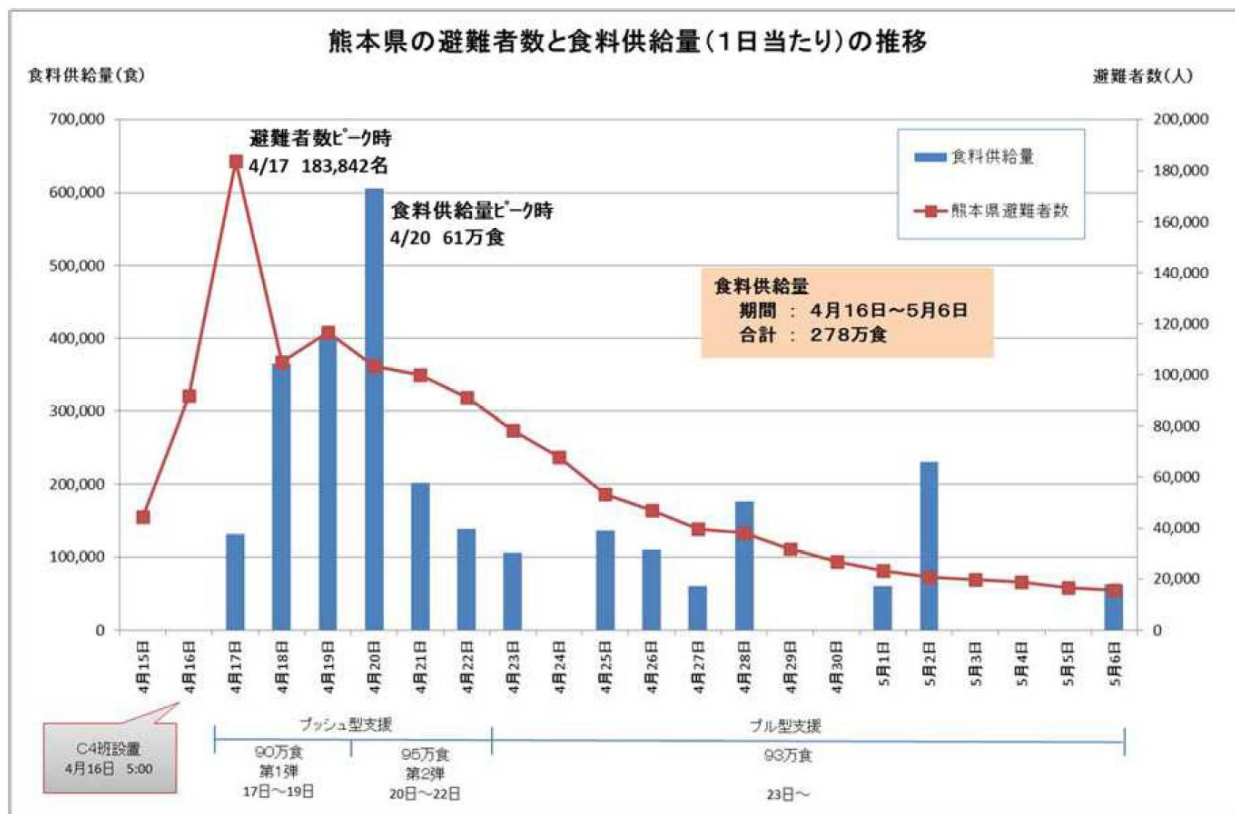
- (ア) 調達先 → 県物資集積拠点 → 市町村物資集積拠点 → 避難所
- (イ) 調達先 → 市町村物資集積拠点 → 避難所
- (ウ) 調達先 → 避難所

ウ 国プッシュ型支援物資の供給

国プッシュ型支援物資は被災状況や物資の種類・量、輸送手段等により、次の供給ルートが想定される。

- (ア) 調達先 → 市町村物資集積拠点 → 避難所
 (イ) 調達先 → 避難所

【参考 1】熊本地震における国支援物資の供給量



○食料：約 278 万食

(主な食料)

- ・パン、おにぎり、パックご飯：約 125 万食
- ・カップ麺：約 60 万食
- ・レトルト食品：約 33 万食
- ・ベビーフード：約 1 万食
- ・缶詰：約 36 万食

(その他食料)

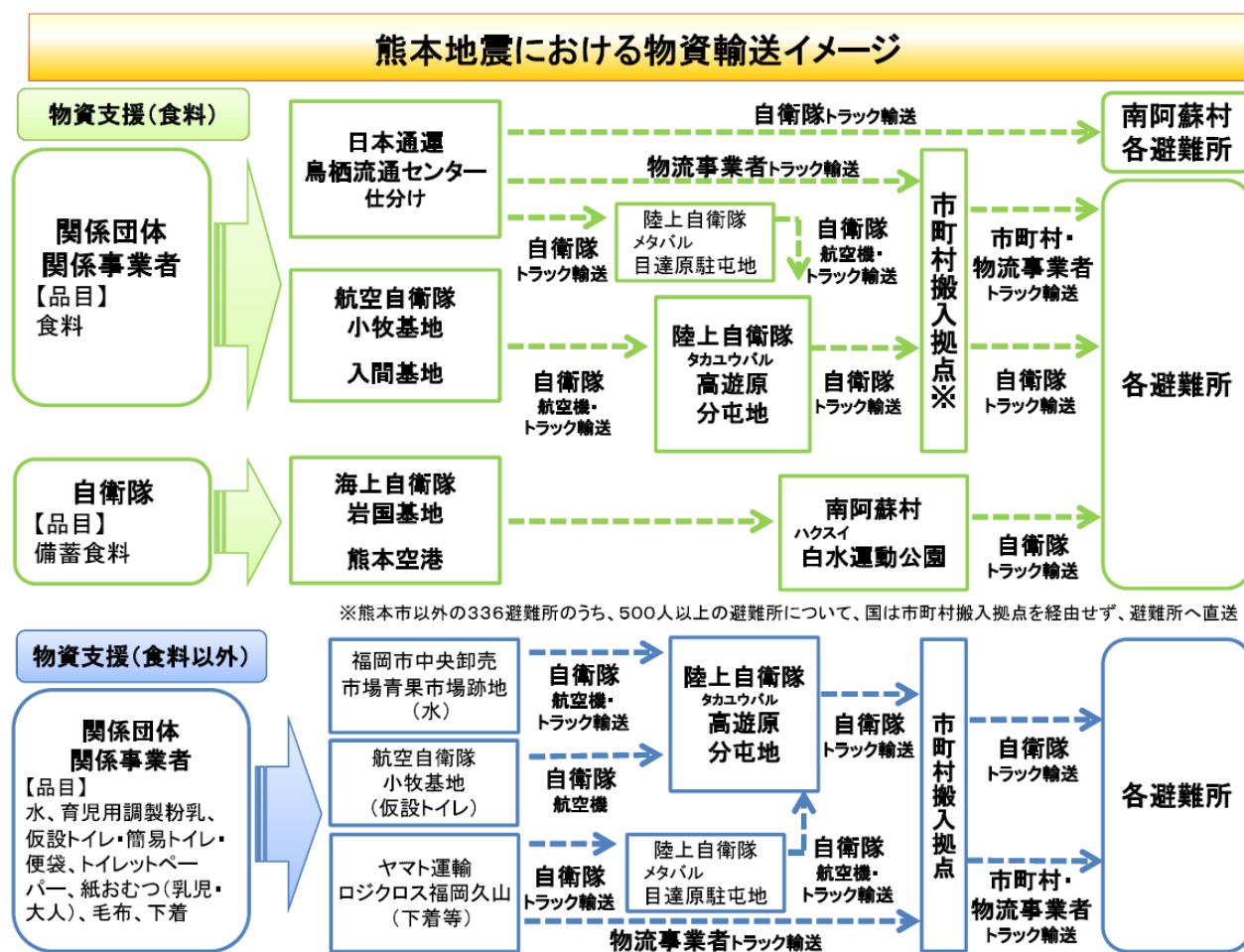
- ・米：約 125 トン
- ・水：約 24 万本
- ・育児用調整乳：約 2 トン など

○食料以外

- ・下着類：約 22 万着
- ・マスク：約 220 万枚
- ・毛布：約 12 万枚
- ・土嚢袋：約 17 万枚
- ・仮設トイレ：約 0.1 万個
- ・おむつ：約 8 万枚
- ・トイレトペーパー：約 7 万個 など

「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」（中央防災会議防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ）から抜粋

【参考 2】熊本地震における国支援物資の供給ルート

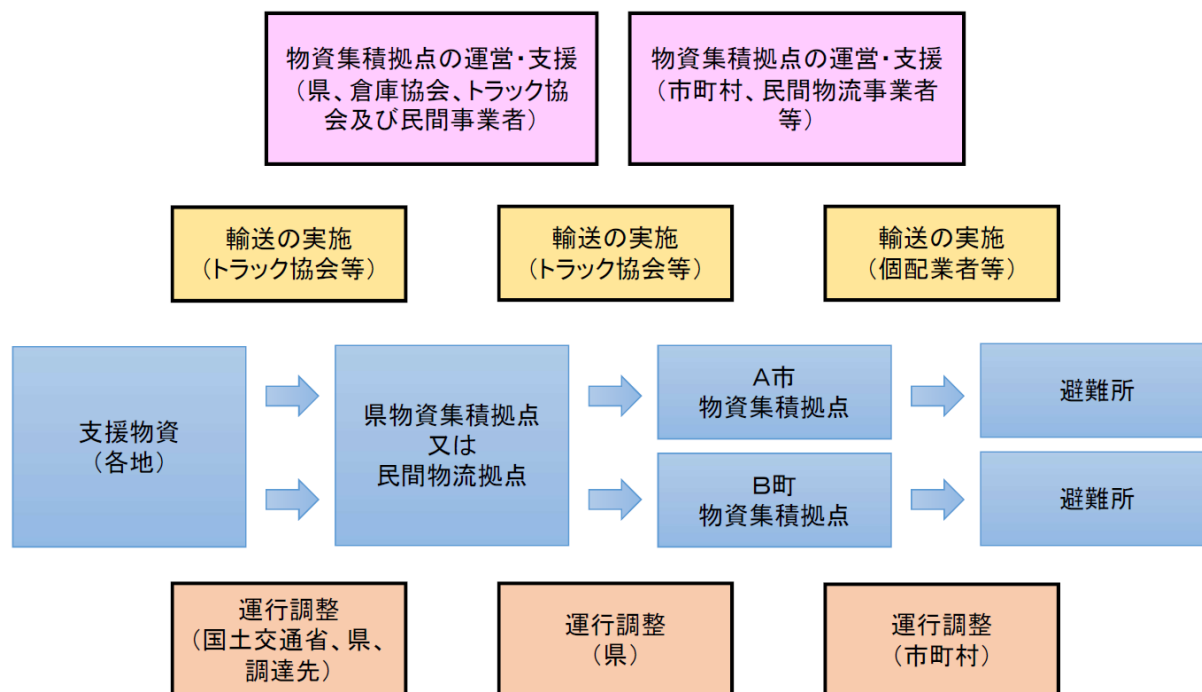


「平成 28 年熊本地震に係る初動対応検証チーム」(第 4 回)(内閣官房)資料から抜粋(一部加工)

（３）支援物資の受入れ及び供給に係る主な輸送業務フロー

調達先から避難所までの支援物資の受入れ及び供給の流れは次のとおりである。

＜支援物資の受入れ及び供給に係る主な業務フロー＞

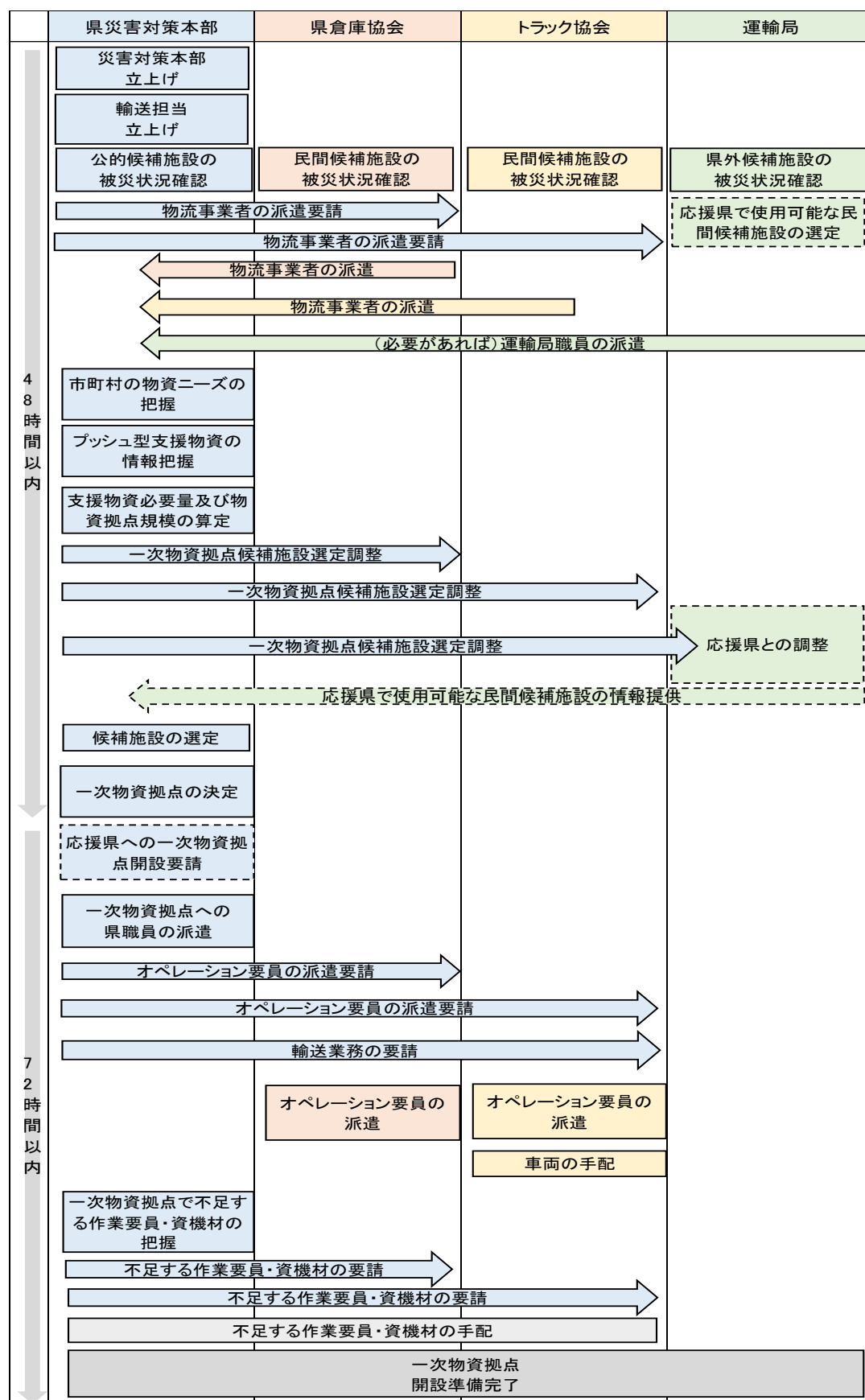


「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」（国土交通省総合政策局物流政策課）を参考に作成

（４）県物資集積拠点開設・運営における県及び関係機関の役割と動き

大規模災害が発生してから県物資集積拠点運営に至るまでの関係機関の役割と動きは次のとおりである。

＜県及び関係機関の役割と動き＞



出典「広域物資拠点開設・運営ガイドブック」（国土交通省総合制作局物流政策課）を参考に作成

3 県物資集積拠点の開設・運営等に係る行動手順の整理

(1) 候補施設のリストアップ

ア 危機管理課は、平常時において、関東運輸局や指定公共機関、県倉庫協会、県トラック協会等の協力を得て、県有施設や民間物流拠点等から県物資集積拠点候補施設をリストアップしておくとともに、候補施設ごとの施設概要や位置アクセス、設備備品等をまとめた「県物資集積拠点候補施設リスト」を作成しておく。

イ 危機管理課は、発災後、候補施設の被災状況等を把握し、速やかに県物資集積拠点の選定・開設を行うために、施設の使用可能スペースや電源、通信設備の被災の有無等を確認する「被災状況チェックシート」を作成しておく。

(被災状況チェックシート様式：資料編 10 頁 (様式 5))

(2) 「統括司令部 物資支援調整班応急業務マニュアル」の整備

危機管理課は、平常時において、関東運輸局や指定公共機関、県倉庫協会、県トラック協会等の協力を得て、大規模災害発生時に県物資集積拠点を速やかに選定・開設・運営するための関係機関の行動の手順を「統括司令部 物資支援調整班応急業務マニュアル」にまとめておく。

4 県物資集積拠点の選定

県庁担当は、次の手順により県物資集積拠点を選定する。

- (1) 国や県倉庫協会等関係機関と連携し、あらかじめリストアップしている候補施設の被災状況を確認する。
- (2) (1) と平行して、必要となる支援物資量を想定し、その物資量を適切に処理するための施設の必要規模を把握する。
- (3) 物流事業者の助言を得つつ、使用可能であることが確認された施設の中から、必要規模を満たす施設を抽出する。

なお、施設の抽出に当たっては、1 箇所で支援物資を管理するケース、物資ごとに施設を使い分けるケース等も考慮して抽出する。

- (4) 抽出した施設から各避難所までを対象とした輸送全体を念頭に、立地場所等を踏まえ、最適な施設を選定する。

選定に当たっては、まず、迅速に開設でき、人員や資機材が比較的確保し易い、民間物流拠点を検討する。

- (5) 県がリストアップしていた施設が被災等により使用できない場合、あるいは被災市町村を支援する上で必要な場合は、関東運輸局や近隣県に要請し、県外に拠点を確保する。

5 県物資集積拠点の開設

県庁担当は、次の手順により県物資集積拠点の開設業務を行う。

(1) 施設の開設に関する業務

ア 施設管理者に県物資集積拠点の開設を要請する。

イ 県職員及び物流事業者を施設に派遣し、施設を管理する事業者立会いのもと、受入可能な支援物資量及び施設の機能確保について確認を行う。

ウ 物資の荷下ろし・荷積み・保管方法等を検討の上、県物資集積拠点運営に適した

- 物流事業者の要件や運営に必要となる人員、資機材の種類・数量等を、決定する。
- エ 運営に必要な人員について、施設を管理する事業者、県倉庫協会・県トラック協会の会員事業者、指定公共機関、関係課及び行政県税事務所と調整を行い人員名簿及び体制表を作成する。
- なお、体制表の作成にあたっては、24時間対応（3交替）となる場合も想定し、必要な人員が常時確保できるよう調整を行う。
- オ 運営に必要な資機材等について、施設管理者、県倉庫協会・県トラック協会の会員事業者、指定公共機関及び協定締結先から調達する。
- カ 施設管理者に対し、県物資集積拠点に派遣する物流事業者や搬入する資機材の到着時間を報告する。
- キ 拠点担当の管理グループからの県物資集積拠点の開設準備が完了した旨の報告を受けて、県倉庫協会及び県トラック協会へ県物資集積拠点の開設準備が完了した旨の報告を行う。
- ク 県物資集積拠点の受入開始日時及び入出庫時間を決定する。
- ケ 県物資集積拠点の容量超過等に備え、開設後に必要に応じて、関東運輸局と他の民間施設や県外の施設の確保に関する連絡・調整を行う。

（２）担当職員の増員

県物資集積拠点の開設状況等により拠点担当の職員が不足する場合、拠点担当について各所属からの増員又は応援職員調整班に他部からの応援を要請し、それでもなお不足する場合は、応援職員調整班に他の地方公共団体の応援職員の派遣を要請する。

６ 市町村物資集積拠点の把握

県庁担当は、情報班を通じ、市町村物資集積拠点の開設状況を把握する。

７ 被災市町村における物資支援ニーズの把握・取りまとめ

県庁担当は、情報班から「応援要請書」が送付された際は、被災市町村における物資や資機材等の物資支援ニーズに関する情報を収集し、新物資システムの「要請」メニューから、市町村における物資や資機材等の要請情報を確認する。

８ 県備蓄物資の供給準備

県庁担当は、要請があった場合は、県地域防災センターからの支援物資の供給手続を行う。手続きについては、新物資システム上で配分計画の決定後、輸送手配を行い、前橋行政県税事務所及び緊急輸送要請先に輸送指示書を送付する。

- （１）県庁担当は、要請があった場合は、県地域防災センターからの支援物資の供給手続を行う。手続きについては、新物資システム上で配分計画の決定後、輸送手配を行い、前橋行政県税事務所及び緊急輸送要請先に輸送指示書を送付する。
- （２）県庁担当は、各地（県備蓄倉庫や県物資集積拠点）の在庫情報を集約し、新物資システムの在庫情報に反映する。

※県地域防災センター以外で保管している県備蓄物資については、施設を所管している行政県税事務所において供給手続きを行う。

9 物資支援の要請

県庁担当は、他団体からの応援が必要かどうかを検討し、被災状況や必要となる物資支援の量により、随時、民間事業者・県内被災地外市町村・他都道府県・国へ支援を要請する。

(1) 民間事業者からの調達

県庁担当は、被災状況や必要となる物資の品目・数量等により、「災害時協定物資調達リスト」を参考に、物資の調達先を選定する。なお、基本的な考え方として、幅広い品目について大量の調達が必要な場合は、総合品目グループから調達し、総合品目グループからの調達で足りない場合や特定の物資が必要な場合は、随時特定物資グループもしくは特定食品グループから調達する。

※「災害時協定物資調達リスト」については、「統括司令部 物資支援調整班応急業務マニュアル」の「別紙一式」に掲載

(2) 県内被災地外市町村への要請

ア 県庁担当は、県内の被災地外市町村と物資支援について調整する。

イ アの調整を踏まえ、必要に応じ、災害対策基本法第72条第2項に基づき、応援を求める。

(3) 県外自治体への要請

ア 埼玉県、新潟県に対する要請

(ア) 県庁担当は、「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」（三県協定）に基づき、物資支援を要請する。

(イ) 要請は埼玉県、新潟県に対して行う。

(協定書：資料編16頁)

イ 東京都、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県に対する要請

(ア) 県庁担当は、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県とで締結した「震災時等の相互応援に関する協定」（一都九県協定）に基づき、物資支援を要請する。

(イ) 要請は本県のカバー県である茨城県、栃木県、長野県のうち、被災しなかったいずれかの県に対して行う。カバー県すべてが被災したときは、幹事都県（本県が幹事都県であるときは、副幹事都県）に対して要請する。

(カバー都県)

グループ	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第2グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

(協定書：資料編22頁)

ウ 全国知事会に対する要請

(ア) 県庁担当は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、物資支援を要請する。

(イ) 要請は関東地方知事会の幹事都県（本県が幹事都県であるときは、副幹事都県）

を通じて行う。

(協定書：資料編 29 頁)

※他都道府県への応援要請は、原則としてア 三県協定→イ 一都九県協定→ウ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定の順とする

(4) 国への要請

県庁担当は、「新物資システム」により物資支援を要請する。

(5) 要請先への連絡事項

ア 県庁担当は、各協定等に基づき、要請先に次の事項を伝達する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 必要となる物資の品目及び数量
- (ウ) 必要となる資機材の品目及び数量
- (エ) 受入拠点（避難所）の場所及び受入拠点（避難所）への経路
- (オ) 応援要請担当者の氏名及び連絡先
- (カ) 受入拠点（避難所）担当者の氏名及び連絡先
- (キ) その他必要事項

イ 県庁担当は、支援物資提供の決定に当たっては、応援地方公共団体毎に次の情報をできる限り記した物資支援管理帳票の提出を求める。

- (ア) 応援組織名
- (イ) 所在地
- (ウ) 担当者名
- (エ) 担当者連絡先
- (オ) 応援内容（支援物資）
- (カ) 内容量
- (キ) 送付先
- (ク) 出発予定・到着予定
- (ケ) 送付手段
- (コ) 応援内容に基づく協定等
- (サ) 有償の応援（金額等）
- (シ) 備考

※「物資支援管理帳票」については、「統括司令部 物資支援調整班応急業務マニュアル」の「関係様式」に掲載

10 義援物資の対応

(1) 取り扱いの原則

義援物資については、保管・仕分け・確認等による混乱を防ぐため、受け入れないこととする。

(2) 事前情報がない義援物資の取り扱い

県庁担当は、拠点担当の管理グループから事前情報がない義援物資に関して報告があった場合は、健康福祉総務班と対応を調整する。

11 支援物資の受入れ

(1) 支援物資の把握・取りまとめ

ア 県庁担当は、上記 9 による応援要請先等から物資支援管理帳票の送付を受けたときは、当該帳票に次の情報を記した上で、物資支援管理表に入力し、支援物資の把握・取りまとめを行う。

- (ア) 受信日時
- (イ) 受信者名
- (ウ) 受信者連絡先
- (エ) 備考

イ 県庁担当

- (ア) 書類番号
- (イ) 入力者名
- (ウ) 備考

(2) 応援要請先からの支援物資の受入れ

＜応援要請先等から市町村物資集積拠点又は避難所へ直接輸送する場合＞

ア 応援要請先等からの支援物資について県物資集積拠点を經由せずに、直接、市町村物資集積拠点又は避難所に輸送させる場合、県庁担当は、物資支援管理帳票のコピーに次の情報を記入し、輸送先市町村に送信する。

- (ア) 送信日時
- (イ) 送信者名
- (ウ) 送信者連絡先
- (エ) 備考

イ 県庁担当は、各協定等に基づき、関係各班と連携し、輸送先市町村と調整の上、引渡場所に職員等を派遣等（受入施設担当者（市町村職員）、県応援職員、県連絡員等）し、物資を確認の上、受領させ、輸送完了の報告を受ける。

ウ 県庁担当は、応援要請先等との協定等に基づき輸送完了後の事務処理を行う。

＜応援要請先等から県物資集積拠点を經由して市町村物資集積拠点又は避難所へ輸送する場合＞

ア 国からの応援の場合、県庁担当は新物資システムに物資の輸送状況が入力されているか確認し、確認できた場合は被災市町村への支援物資に関する配分計画の検討を開始する。

国以外の機関からの応援の場合、県庁担当は、「物資支援管理帳票」（様式 6-1）のコピーに送付日時、送信者、送信者連絡先を記入した上で、拠点担当の管理グループへ送付し、物資の受入を指示する。

イ 県物資集積拠点への到着・入庫完了後、拠点担当から到着・入庫完了の報告がされる。

ウ 県庁担当は応援要請先等との協定等に基づき輸送完了後の事務処理を行う。

12 支援物資の供給

(1) 県物資集積拠点から市町村物資集積拠点又は避難所への供給

ア 県庁担当は、支援物資について新物資システムの「配分計画」メニューから「在庫引き当て」を選択し、被災市町村への支援物資に関する配分計画の決定を行う。

その後、新物資システムの「輸送」メニューから輸送手配を行い、「輸送指示書」を作成（出力）し、拠点担当の管理グループ及び緊急輸送要請先に輸送指示書を送付する。

イ 輸送完了後、納入先受取担当者が新物資システム上で到着登録を行う。

（２）県備蓄倉庫（県備蓄物資）からの供給

ア 県庁担当は、新物資システムの在庫情報を参考に、被災市町村への支援物資について、新物資システムの「配分計画」メニューから「在庫引き当て」を選択し配分計画を決定する。

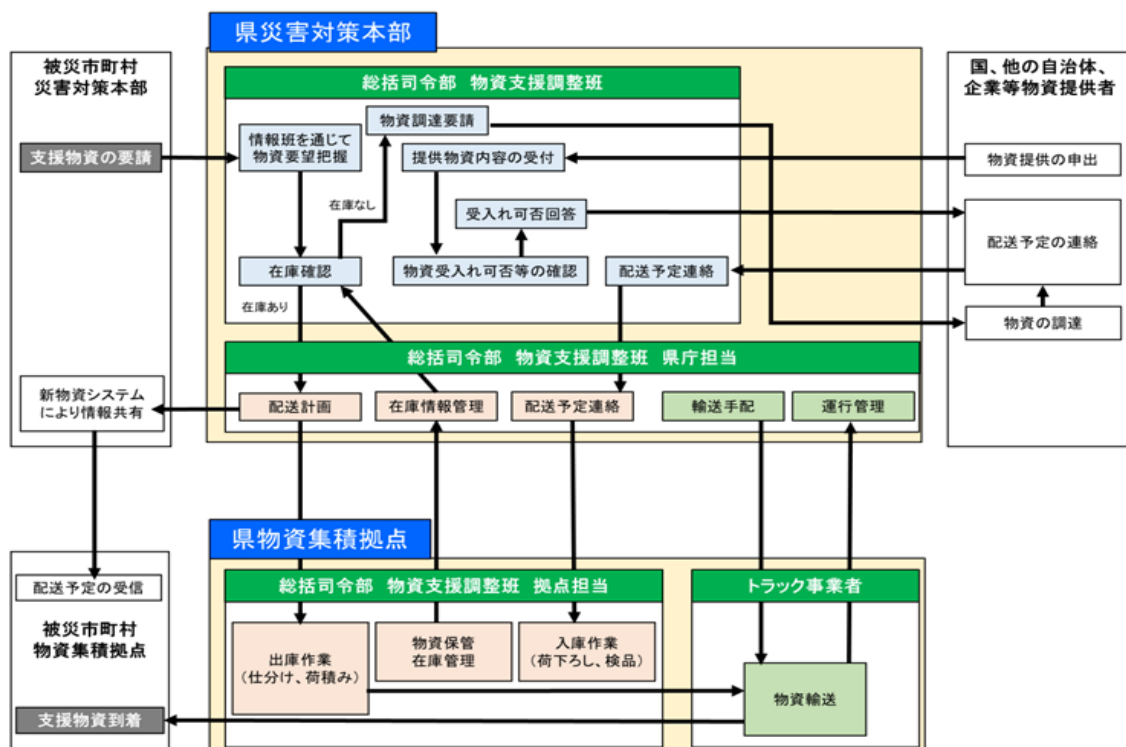
イ 県庁担当は、新物資システムの「輸送」メニューから輸送手配を行い、「輸送指示書」を作成（出力）し、前橋行政県税事務所及び緊急輸送要請先に輸送指示書を送付する。

ウ ドライバーは、輸送完了の旨を拠点担当に電話で報告し、拠点担当は、県庁担当に報告する。

13 県物資集積拠点の運営

物資を調達後、県庁担当は、上記４に定める「統括司令部 物資支援調整班 応急業務マニュアル」に従い、トラックの到着時間や到着物資量・種類、物資集積拠点の受入れ可能 物資量等の支援物資に係る情報について一元的に管理を行い、拠点の運営関係者に対し、速やかに情報伝達するとともに、次のように各関係機関等と連携を図り、必要な調整を行う。

＜県物資集積拠点における各関係機関の役割＞



「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」（国土交通省総合制作局物流政策課）を参考に作成

14 輸送手段の確保

(1) 輸送要請候補事業者リストの作成

危機管理課は、県トラック協会や協定締結先、指定公共機関（運送事業者等）等の協力を得て、平常時から、一次輸送、二次輸送、三次輸送の各区間を担当する輸送事業者の候補者リストを作成しておく。

<各区間>

一次輸送：調達先から県物資集積拠点

二次輸送：県物資集積拠点から市町村物資集積拠点

三次輸送：市町村物資集積拠点から各避難所

(2) 災害発生時の要請

県庁担当は、上記（１）のリストに基づき、県トラック協会や協定締結先、指定公共機関（運送事業者等）に緊急輸送を要請する。

ただし、市町村物資集積拠点から避難所までの三次輸送については、市町村が運行調整を行うことから、市町村から輸送事業者への要請に備え輸送事業者に対し、協定に基づく被災市町村への協力を要請する。

15 自衛隊に対する災害派遣要請

県又は市町村による物資集積拠点の開設・運営又は支援物資の輸送が困難であると判断した場合は、自衛隊に支援物資の緊急輸送のための災害派遣を要請する。

【参考】自衛隊の災害派遣実施の可否の判断 3 原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公 共 性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊 急 性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

16 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の検討に当たっては、県物資集積拠点候補施設を考慮する。

(2) 県庁担当は、道路対策班と連携し、緊急輸送道路の被害状況や国・市町村道の被害状況、道路啓開状況等を集約し、被災市町村の受入施設までの輸送ルートを選定する。

17 自動車燃料の確保

緊急輸送車両の燃料を確保する必要がある場合、燃料対策班は、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合に要請する。その上でも確保が困難な場合は、政府災害対策本部あるいは現地対策本部に対し、緊急供給要請を行う。